

# 間税会ニュース

平成30年5月15日  
No. 52



〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3 皐月マンション311号 TEL 092(405)5646  
FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です



左：餛飩・蕎麦之発祥地の碑 中央：御饅頭所の碑 右：満田彌三右衛門の碑

写真提供：博多間税会

## 承天禅寺の三基の石碑（福岡県福岡市）

仁治2年（1241年）中国の宋より帰国した聖一国師は、羹、饅、麵の製法とともに、製粉技術も日本に持ち帰りました。羹は羊羹、饅は饅頭、麵は餛飩・蕎麦等を指します。おかげで、博多は日本における餛飩発祥の地と言われております。また、饅頭の製法を教え、「御饅頭所」の看板（東京の「虎屋」所蔵）をかきました。また、満田彌三右衛門は聖一国師とともに中国に渡り、織物・じゃこう・素麵・箔・朱の製法を日本に持ち帰り、現在の「博多織」のもととなりました。

.....

### （主要目次）

●「税の標語」募集 .....	2	●税情報 .....	4
●活動報告・新着情報 .....	3	印紙税の軽減措置の延長について .....	4
福岡局間連女性部研修会 .....	3	消費税の軽減税率制度の実施について ..	6
福岡間税会新春記念講演会 .....	3	消費税軽減税率対策補助金の期限延長 ..	8

# 「税の標語」 募集!!

- ・全国間税会総連合会
- ・傘下 各間税会

平成30年の「税の標語」を募集します

	□□□□□□□□
	〇〇市〇〇町一―二―三 〇〇内
	〇〇間税会事務局 御中
	「税の標語」
	① 使い方 知ろう 学ぼう わたしの税
	② 支えあい 暮らしを豊かに 消費税
	住所
	氏名
	電話番号
	(〇〇間税会)

## 内容

税（消費税に限定しません。）に関するものでしたら、形式、内容は自由です。（形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由で、短歌調のように長くなっても差し支えありません。）  
ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じか著しく類似しているものは、入賞作品として採用されません。

## 応募要領

- 対象者…間税会員、非会員を問いません。
- 応募方法…「郵便」が「FAX」又は「全間連インターネット・ホームページ」により、住所、氏名、所属団体名（会員の方）、連絡先電話番号を明記して応募して下さい。なお、応募は、全国間税会総連合会に対して直接行っても差し支えありませんが、**できるだけ応募者の地元の間税会を通して行うこととして下さい。**  
おって、「郵便」及び「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。  
※「税の標語」の募集は、国税庁及び一般財団法人 大蔵財務協会の後援を受けています。
- 応募期限…平成30年9月10日(月)まで

## 応募先

- ① 応募者の地元の間税会
- ② 〒105-0003 東京都港区西新橋3-23-6 白川ビル3F  
全国間税会総連合会事務局  
・ホームページアドレス <http://www.kanzeikai.jp>  
・FAX 03-3437-0301

## 入賞作品

最優秀作品、優秀作品、佳作作品などの入賞作品については、入賞者に賞状と記念品を贈呈します。

「税の標語」の活用…応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動に利用する場合があります。その場合には、氏名、住所（市・区又は学校名）を掲載することがありますので、その点をご理解の上応募して下さい。

## 福岡局間連女性部研修会華やかに開催

主催：福岡国税局間税会連合会女性部  
日時：平成30年1月25日(木)  
場所：PJ ワインセラー イベントホール

福岡国税局間税会連合会女性部（滝山真弓部長）は、1月25日（木）北九州市小倉北区のPJ ワインセラー イベントホールで研修会を開催した。

会場は関門海峡を望む絶景の地で、元小倉間税会会長 林史郎氏のご好意により、自社内ホールの提供を受け、ゆったりとした雰囲気の中で3部編成の研修会は始まった。

- 第1部 15：00～16：00 『軽減税率と税務行政の現状』  
講師：福岡国税局 消費税課長 植松 浩行様
- 第2部 16：00～17：00 『ワインの話』  
講師：福岡国税局 酒税課長 尾花 孝志様
- 第3部 17：00～19：00 懇親会

研修では、豊富な資料の提供を受け、軽妙なウイットに富んだ説明と各種テストを盛り込んだ内容で、参加者にとって、楽しく税の知識を習得でき大変有意義な研修会であったと大好評でした。また、その後の懇親会も時間を忘れるほどの盛り上がりとなり交流を深めました。



研修会の様子



懇親会の様子

## 新春記念講演会を開催



### 福岡間税会

福岡間税会（林孝行会長）は1月25日（木）、福岡市中央区の天神スカイホールで新春記念講演会を開催した。役員や会員、来賓として福岡税務署の池田政彦署長ら幹部など65人が参加した。

講師は壱岐市立一支国博物館の須藤資隆館長で、「作家・司馬遼太郎の壱岐～日本遺産の島～」と題して講演した。

須藤氏は、司馬遼太郎氏が紀行集「街道をゆく」シリーズの取材で壱岐島を訪れた際、一緒に島の各所を案内して回ったエピソードを披露。当時の思い出を振り返りながら、弥生時代の環濠集落で国の指定特別史跡となっている「原の辻遺跡」や古墳時代の「壱岐古墳群」などについて解説するとともに、「日本遺産の島」としての歴史と魅力を紹介した。



## 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の 印紙税の軽減措置の延長について

平成30年4月  
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、租税特別措置法の一部が改正され、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、平成30年4月1日から平成32年（2020年）3月31日までに作成されるものについても、印紙税の軽減措置が適用されます。

※ これまでは、平成9年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象（平成26年4月1日以後作成される契約書については一部拡充）とされていました。

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

### 1 軽減措置の概要

軽減措置の対象となる契約書は、「不動産譲渡契約書」のうちその契約書に記載された契約金額が10万円を超えるもの及び「建設工事請負契約書」のうちその契約書に記載された契約金額が100万円を超えるもので、平成32年（2020年）3月31日までの間に作成されるものです。

なお、不動産の譲渡契約及び建設工事の請負契約の成立を証明するために作成するものであれば、その文書の名称は問わず、また、土地・建物の売買や建設請負の当初に作成される契約書のほか、売買金額の変更や請負内容の追加等の際に作成される変更契約書や補充契約書等についても軽減措置の対象となります。

軽減措置の対象となる契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契 約 金 額		本則税率	軽減後の税率	参考(軽減額)
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	200円(50%軽減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	500円(50%軽減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	1千円(50%軽減)
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円	5千円(50%軽減)
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万円	1万円(50%軽減)
5千万円超	1億円以下	6万円	3万円	3万円(50%軽減)
1億円超	5億円以下	10万円	6万円	4万円(40%軽減)
5億円超	10億円以下	20万円	16万円	4万円(20%軽減)
10億円超	50億円以下	40万円	32万円	8万円(20%軽減)
50億円超		60万円	48万円	12万円(20%軽減)

(注) 不動産譲渡契約書のうち、その契約書に記載された契約金額が10万円以下のもの、建設工事請負契約書のうち、その契約書に記載された契約金額が100万円以下のものは、軽減措置の対象となりません(税率200円)。また、契約書に記載された契約金額が1万円未満のものは非課税となります。

## 2 軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」の範囲

軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」とは、印紙税法別表第一第1号の物件名の欄1に掲げる「不動産の譲渡に関する契約書」をいいます。

なお、不動産の譲渡に関する契約と同号に掲げる他の契約が併記された契約書も軽減措置の対象となります。

- (例) 建物の譲渡(契約金額 4,000 万円)と定期借地権の譲渡(契約金額 2,000 万円)に関する事項が記載された契約書
- この契約書に記載された契約金額は 6,000 万円(建物の契約金額 4,000 万円+定期借地権の契約金額 2,000 万円)ですから、印紙税額は 3 万円となります。

## 3 軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」の範囲

軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」とは、印紙税法別表第一第2号に掲げる「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものをいいます。

なお、建設工事の請負に係る契約に基づき作成される契約書であれば、その契約書に建設工事以外の請負に係る事項が併記されていても軽減措置の対象となります。

- (例) 建物建設工事の請負(契約金額 5,000 万円)と建物設計の請負(契約金額 100 万円)に関する事項が記載された契約書
- この契約書に記載された契約金額は 5,100 万円(建物建設工事の契約金額 5,000 万円+設計の請負金額 100 万円)ですから、印紙税額は 3 万円となります。

《注》 建設工事とは、建設業法第2条第1項に規定する土木建築に関する工事の全般をいいます。

したがって、建設工事に該当しない、建物の設計、建設機械等の保守、船舶の建造又は家具・機械等の製作若しくは修理等のみを定める請負契約書は、軽減措置の対象とはなりません。

### 【収入印紙を誤って貼ったときは】

印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼ってしまった場合や印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより、印紙税の還付を受けることができます。

### 【分からないときは】

軽減措置の対象となる契約書に該当するかどうか、税額がいくらになるか、また、還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(電話相談センター)へお尋ねください。

※ 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックスアンサー(よくある税の質問)もご利用ください。

【 国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) 】



この社会あなたの税がいきている

# 平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

### 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方

仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

### 免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



〈平成29年12月〉国税庁

## 帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

### 《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳 (仕入)				
XX年	月	日	摘要	借方 (円)
11	30		△△商事株 11月分 日用品	88,000
11	30		△△商事株 11月分 食料品	43,200
②			① ③	④

### 《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			① △△商事株
税〇〇御中			
平成XX年11月30日			
11月分 131,200円 (税込)			
日付	品名	金額	
11/1	魚 ※	5,400円	③
11/1	牛肉 ※	10,800円	
11/2	キッチンペーパー	2,200円	
合計		131,200円	
10%対象		88,000	
8%対象		43,200	
※は軽減税率対象品目			

## 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>  
 【専用ダイヤル】 0570-081-222  
 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
  1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）  
 【専用ダイヤル】 0570-030-456  
 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)
  2. 電話相談センター  
 最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。  
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから  
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの  
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度

## お 知 ら せ

「軽減税率対策補助金」については、補助金の補助事業の完了期限・申請受付期限が、以下のとおり変更となりました。

詳しくは、下記の「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

## 消費税軽減税率対策補助金の期限を延長します

消費税の軽減税率制度は、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日から実施されます。

中小企業・小規模事業者の方々に軽減税率実施への対応を円滑に、かつ早めに進めていただくため、平成 30 年 1 月 31 日を期限として軽減税率対策補助金の申請受付を行ってきましたが、今後も円滑な導入を進めるため、以下のとおり変更します。

（変更前）平成 30 年 1 月 31 日までに申請



（変更後）平成 31 年（2019 年）9 月 30 日までに事業完了（※）

（※）複数税率対応レジおよびレジシステムの導入または改修を終え、支払いを完了

平成 31 年（2019 年）12 月 16 日までに申請

なお、B-1 型（受発注システムの改修）については、平成 31 年（2019 年）6 月 28 日までに交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、平成 31 年（2019 年）9 月 30 日までに、受発注システムの改修・入替を完了（支払いの完了を含む）してください。そして、すべての支払いが完了した後、平成 31 年（2019 年）12 月 16 日までに事業完了報告書を提出してください。

### 【参考】

「消費税軽減税率対策補助金」とは、消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行うにあたり、その経費の一部を補助する制度です。詳細は、下記の軽減税率対策補助金のページをご覧ください。

軽減税率対策補助金ホームページ：<http://kzt-hojo.jp/>

### 【本件に関するお問い合わせ先】

委 託 先： 軽減税率対策補助金事務局  
受付時間： 09:00～17:00（土日、祝日除く）  
電 話： 0570-081-222  
03-6627-1317（IP 電話専用）